

## 湯前町高齢者等見守りネットワーク事業実施要項

### (目的)

第1条 高齢化の進行に伴い、急増している認知症等の高齢者及び精神・知的障がい者（以下「高齢者等という。」）の徘徊、不慮の事故等に対処するため当該高齢者等の探索、徘徊の予防等の支援を行うなど、地域における見守り体制を整備することにより、高齢者等が住み慣れた地域で長く安心して生活を送ることができる環境を確保するとともに、介護する家族等の負担を軽減し地域福祉の連携を図ることを目的とする。

### (事業の対象者)

第2条 湯前町高齢者等見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）の対象者は、町内に住所を有するもので、町長が必要と認めた者とする。

### (実施機関等)

第3条 この事業の実施機関及び実施団体は次のとおりとする。

- (1) 湯前町
- (2) 区長
- (3) 民生委員協議会
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 上球磨地域包括支援センター
- (6) 商工会
- (7) 警察
- (8) 老人会
- (9) 婦人会
- (10) その他町長が必要と認めるもの。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等の所在が不明になった場合に、その当該家族等からの依頼により前条に規定する実施機関及び団体に高齢者等の情報の提供し、ネットワークを活用しながら当該高齢者等の家族等に状況を報告すること。
- (2) 当該高齢者等の家族等に対する相談及び指導に関すること。
- (3) 高齢者等の見守り及び当該家族等への支援に関すること。
- (4) 認知症等に対する町民の理解及び偏見の解消に関すること。
- (5) その他、認知症対策及び認知症予防支援に関すること。

(利用の申請)

第5条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書という。」）及び湯前町高齢者等見守りネットワーク情報提供承諾書（様式第2号。以下「承諾書という。」）を町長に提出し、町長は湯前町高齢者等見守りネットワーク情報提供書（様式第3号。以下「情報提供書」という。）を作成しなければならない。

(登録及び通知)

第6条 町長は、前条の申請書及び承諾書により、この事業の対象となる者の登録を行ったときは、速やかに湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用者登録通知書（様式第4号）によりその旨を申請者に通知する。

(変更等の届出)

第8条 この事業の利用者の登録を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、申請者、又はその家族等は速やかに湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用変更届出書（様式第5号）により町長に届け出なければならない。

- (1) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請書の内容に変更が生じたとき。
- (3) この事業の利用を辞退するとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

(庶務)

第9条 この事業に関する庶務は、保健福祉課において処理する。

(補足)

第10条 この要項に定めるもののほか、見守りネットワーク事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要項は、平成20年4月18日から施行する。

湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用申請書(登録台帳)

令和 年 月 日

湯前町長 長谷 和人 様

(申請者) 住所 湯前町 番地 ( 区)

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

湯前町高齢者等見守りネットワーク事業を利用したいので、次のとおり申請します。

No.	登録			登録抹消				
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
ふりがな氏名	男・女	年	月	日	住所の標			
住所	湯前町	番地 ( 区)	TEL ( )	身体状況			血液型	型
主な病名など かかりつけ 医療機関	病院名	TEL	主治医	住所			TEL	
親族等連絡先	ふりがな氏名	続柄	TEL	住所				
身体的特徴								
体格	身長	cm	体重	kg	髪型	メガネ	有・無	
外見的特徴								
民生委員 No.	氏名	電話番号	民生委員の意見等					

## 見守りネットワーク情報提供承諾書

見守りネットワークによる地域での見守り活動を依頼するにあたり、見守りや保護  
捜索に係る機関や地域住民に情報提供することを承諾します。

【配布を希望する範囲】

\_\_\_\_\_

【部 数】

\_\_\_\_\_部

湯前町長 長谷 和人 様

令和 年 月 日

(本人)

住 所 球磨郡湯前町 番地

氏 名

(依頼者)

住 所

氏 名

印

電 話

本人との関係

## 見守りネットワーク情報提供書

氏名				写真
生年月日				
年齢	歳	性別		
住所				

### 【本人の特徴などの情報】

身長	cm	体重	kg	体型	
----	----	----	----	----	--

さんは最近認知がすすみ、まで散歩されることが多くなりました。  
 現在のところ自分で帰宅できていますが、行動範囲が隣保にとどまらず広範囲になっています。

もし、このような行動を見かけられましたら、過敏に対応する必要はありませんが、

『今日は何時ごろ、××方面に歩いて行った』

『××商店で見かけた』

などと記憶に留めていただければ、搜索をする場合などの手がかりになりますので助かります。  
 しかし、具合を悪くされ道ばたに座り込んでいる場合や、早朝・夜間に歩いているところを見かけられましたら、お手数ですが下記の連絡先にご連絡ください。

緊急時の連絡は、昼間・夜間により下記の順番でご連絡をお願いします。

＜昼間＞      ①      →      ②      →      ③

＜夜間＞      ①      →      ③      →      ②

	氏名	続柄	住所	順	電話番号
親族				①	
関係機関	湯前町社会福祉協議会（湯愛）			②	0966-43-4116
	上球磨地域包括支援センター（多良木町）			③	0966-42-6006 24時間OK

様式第4号(第6条関係)

湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用者登録通知書

湯保福第 号  
令和 年 月 日

様

湯前町長 長谷 和人

令和 年 月 日付で申請のあったこのことについて、湯前町見守りネットワーク事業の利用者として登録しましたので通知します。

様式第5号(第8条関係)

湯前町高齢者等見守りネットワーク事業利用変更届出書

令和 年 月 日

湯前町長 長谷 和人 様

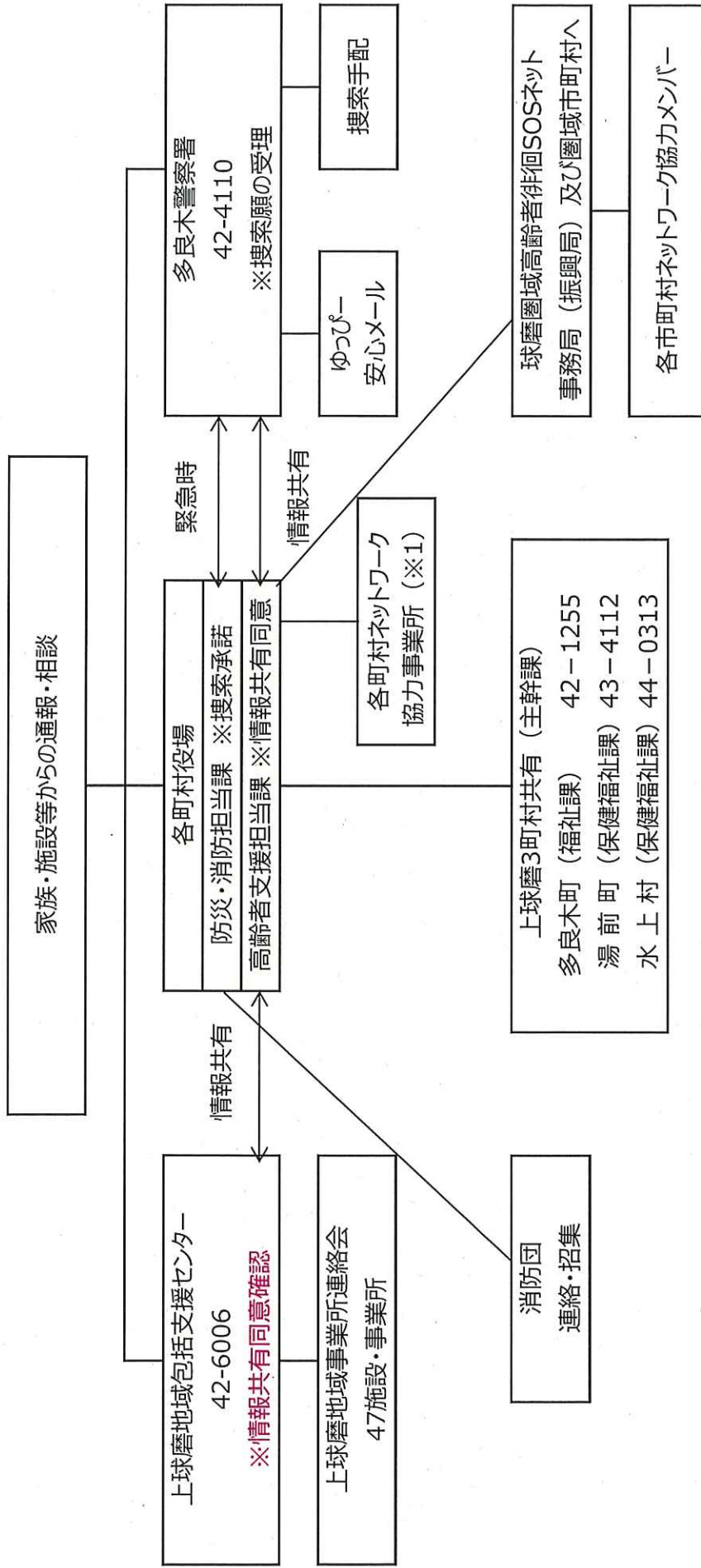
(申請者)

住 所 湯前町 番地 ( 区)  
氏 名 印  
電話番号

湯前町高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け  
出ます。

区 分	理 由
変 更 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・第8条第1号 対象者の要件に該当しなくなったとき</li><li>・第8条第2号 申請書の内容に変更が生じたとき</li><li>・第8条第3号 この事業の利用を辞退するとき</li><li>・第8条第4号 その他</li></ul>
変更年月日	令和 年 月 日
【備考】	

上球磨高齢者見守りネットワーク (R4.2.24案)



※1 各町村ネットワーク事業所

多良木町：多良木郵便局

湯前町：郵便局・社協・わけべたくしー・湯前タクシー

水上村：湯山郵便局、(株)みずかみ、(株)武田建設、古屋敷郵便局、水上村社会福祉協議会、上球磨森林組合、水上郵便局



## 高齢者見守りネットワークへの協力にあたって（上球磨地域事業所連絡会）

### 【はじめに】

上球磨地域にある介護関係施設及び事業所により組織されている上球磨地域事業所連絡会（以下「連絡会」と言います。）は業務上高齢者に接する機会が多く、その対応にも慣れていることから日常的な業務や生活のなかで見守りネットワーク活動への積極的な参加が求められています。

### 【連絡会に求められる対応】

申請の状況により次のような対応が考えられます。

- ①見守りが必要な高齢者の情報を得て、日ごろから見守りを行う。
- ②行方不明発生時に情報を得て、送迎などの業務の際の見守りを強化する。

※求められる対応内容については、町村から事務局を通して連絡会へお知らせします。

### 【個人情報保護】

認知症高齢者等の高度な個人情報を扱うこととなります。したがって、この活動に係る関係者及び関係団体は、個人情報保護についての高い倫理観とそれに基づく行動が強く求められます。

連絡会では、個人情報保護対策として次の対応をお願いします。

### ○対応責任者の設定

高齢者見守りネットワークへの協力にあたり、各施設・事業所は対応責任者を設定します。対応責任者は、事務局及び行政等との情報共有に対応するとともに、各施設及び事業所内での対応及び情報の取り扱いについて管理し、個人情報保護の徹底に努めてください。

### ○破棄の方法

シュレッダー処分を行う等、個人情報漏洩防止対策に努めてください。

### 【情報更新について】

登録情報の更新については、年1回4月に各町村へ確認の上、お知らせいたします。

情報の変更・修正・追加等ある場合はその都度お知らせいたします。

町村から事務局を通して連絡会へ更新情報を提出しますので、更新後に不要になった情報は対応責任者が確実に破棄していただくようお願いします。

### 【情報の保存期間について】

申請の状況によって異なります。町村の指示に従ってください。

### 【お問い合わせ】

上球磨地域事業所連絡会事務局（上球磨地域包括支援センター）

電話：42-6006